

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 3 4

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2020. 9. 18

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、
下記連絡先へお願い致します。
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）

※-----※
皆様こんにちは。

朝晩は時折涼しく感じる日もあるようになり、
秋の気配を少しずつですが、感じられるようになりましたね。

秋といえば、芸術の秋、スポーツの秋、食欲の秋など色々と言われますが、皆様、今年はどんな秋にしようとお考えですか？

私にとって、今年は何をおいても「移転の秋」です！
当事務所は、9月1日から新しい事務所へと引っ越しをしました。
と言っても、同じビルの8階から3階へ移っただけですが、
新しい事務所はこれまでよりも広くなり、打ち合わせをする
会議室も1室増えました。
落ち着いた色合いに、洗練された雰囲気・・・。
まるで洒落なホテルのようで、とても素敵なんです♪

移転の準備は、慣れない作業に皆アザや擦り傷を作ったり、



2 株式会社よもやま／株主は誰？（3）～名義株～



皆様こんにちは
弁護士法人アルファ総合法律事務所の
代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

さて、前回に引き続き「誰が『株主』なのか？」というテーマで
お送りしていきたいと思いますが、今回は「名義株」についてです。

▼はじめに▼

これまで、会社にとっての「株主」とは「株主名簿」に記載されている
者であり、株主名簿上の名義書換が行われな限り
（「株主名簿の基準日制度」が採用されている場合には、
一定の日（基準日）時点で株主名簿に記載されていない限り）、
会社に対して株主たる地位を主張することができない
ということをお話してきました。

今回は、会社が誰を「株主」として扱えば良いか、という視点から
一旦離れて、本当の意味で「株式に関する権利」を有している者は
誰か？という観点から見ていきたいと思ひます。

▼「名義株」って何??▼

さて、皆さんは「名義株」という言葉を耳にしたことは
ありますでしょうか？

一般に「名義株」とは、何らかの理由により、会社に対し
実際に出資金を払い込んだ出資者と、株主名簿上で「株主」
とされている者が異なる状況を指します。

このような状況が生じる原因は色々と考えられますが、代表的な
パターンとしては、以下のようなところではないでしょうか。

（1）「発起人」の頭数集めのため

実は、平成2年改正前の「商法」では、株式会社を設立する際は、
最低7人の発起人（会社設立後に株主となります）を集めることが

必須の要件とされてきました。

そのため、実際には一人で会社を設立しようとしていても、法律上必要な人数を集めるために、実際には設立に関与しない（出資しない）親戚や知人の名前を借りることになり、結果としてそのまま株主名簿に記載されているという場合です。

（２）相続税対策のため

もう一つは、自ら設立した会社の評価額が高く、将来的な相続の際に多額の相続税が発生することが予想される場合、相続税を回避することを目的として、予め株式を子供の名義にしておく（実際には自分が株主として実権を維持しようとする）というパターンです。

このような場合、差し当たっては、株主総会等の手続は名義上の株主を介することなく、実質的な経営者の手により進められ、表面上滞りなく動いているように見えるかもしれません。

また、名義株主と実質株主が双方健在のうち、お互いに名義を借りたときの事情が分かっているので問題も起こりにくいでしょうし、その気になれば、双方の合意で、名義株を実質株主の名義に戻すことも比較的容易かと思われ（なお、名義上の「株主」となっている者ではなく、実際に出資をしている者が「真の株主」であるというのが裁判所の基本的な立場であり、より具体的には、「実質上の株主の認定に当たっては、株式の取得代金ないし払込金の出捐者、名義貸与者と名義借用者との関係、名義借りの理由等を総合的に考慮して判断」（東京地方裁判所平成23年2月28日判決）ということになります。

とはいえ、名義株主・実質株主のどちらかあるいは双方が亡くなったり、認知症などにより判断能力が低下してしまった場合、他の関係者には名義借りの事情が分からなくなったり、意見の不一致が生じるなどして複雑な問題（典型的には、「名義株主の相続人」が株主として会社に対する権利行使を開始するといったケース）に発展する危険があります。また、株式が名義株主の相続財産であると評価されると、名義株主の相続人に相続税が課税されてしまうリスクがあります。

よって、「名義株」という状態は、できる限り早めに、特に当事者が健在のうちに解消しておくことが望ましいということになります。

(つづく)

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] ～断捨離のすゝめ～
▲△▲-----

こんにちは。
弁護士の豊村聖子です。

皆さんは、「断捨離」は得意ですか？
私が前回担当したコラムでは、「緊急事態宣言下で良かったこと」について書き、そのうちのひとつが「(自宅の)断捨離が少し進んだ」という内容でした。

そして今度は、弊所所沢オフィスがこの夏に同じビルの8階から3階に移転することになり、私はまたまた「断捨離」に直面することになったのです(私は国分寺オフィスに所属していますが、所沢オフィスにも専用の机があるため、荷造りと荷物整理が必要となりました)。

さて、さらっと「断捨離をした」と書いた私。
実はかなり断捨離下手です。一応、自分なりの基準があるのですが、なかなかしつかり物を減らすことができないのです。
私が断捨離の際に基準(=優先順位)として考えていることは、次のとおりです。

- (1) 現時点で絶対に必要な物・使う頻度が高い物
- (2) 将来使いそうな物
- (3) 使う頻度は低いけど役に立ちそうな物
- (4) 使う頻度が低い物
- (5) 使わないが、思い出として取っておきたい物
- (6) 使わない・不要な物

そして、分類した後、「(6)」のみ廃棄としています。

さて。お気づきかと思いますが、この仕分けですと
全く物が減りません（泣）。というか、分類した意味がない！笑
※（１）～（５）と、（６）の２種類にしか分かれていません。

「たぶん、仕分けの仕方が間違っている」と分かってはいるのですが、
単純に「ときめく」「ときめかない」のみで決める勇気もないのです。
後から冷静に考えてみると、（４）は捨てても良いような気がします。
（３）も、物によっては不要かもしれない・・・。

でも、「あー、あれ捨てなければ良かった！」と後悔するのも嫌なので、
結局（使わない可能性が高いものを）取っておいてしまうのです。

要するに私は優柔不断なのです。貧乏性なのです。
どなたか、こんな私に「物を減らしてすっきり暮らすコツ」を
教えてください。
ぜひ将来、参考にさせていただきます（（２）に分類します）。

▼▽▼-----
4 あとがき
▲△▲-----

秋は始まったばかり。
新事務所への移転で、心機一転、より一層仕事のスキルアップにも
取り組んでいきたいと思っております。

皆様も、どんな秋を過ごそうか・・・と、検討されてみては
いかがでしょうか。

それでは、次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆
| ー発行元ー
| 弁護士法人アルファ総合法律事務所
| 代表弁護士／税理士 保坂光彦 （メルマガ担当：松浦／s g）
| 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル3階

| TEL : 0 4 - 2 9 2 3 - 0 9 7 1 / FAX : 0 4 - 2 9 2 3 - 0 9 7 2
| MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com
| URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)
